

2024年  
3月号職場内で提示・回覧を  
お願いします。

協会けんぽ奈良

## 健康だより

## 令和6年度の健診のご案内をお送りします

協会けんぽでは、皆さまの健康保持・増進のため、  
年1回の健康診断のご案内をしています。

協会けんぽの補助は、年度内お一人さまにつき1回限りです。

## 被保険者(従業員ご本人)対象

令和6年度の生活習慣病予防健診のご案内を  
3月下旬に事業所さまへお送りします!



対象 協会けんぽ加入の35歳~74歳の被保険者

費用 最高5,282円 (一般健診の場合)

- 受診の流れ
- ①ご案内に同封のパンフレットまたは協会けんぽのホームページから、ご希望の健診機関を選び、健診機関へ直接予約。
  - ②健診当日、保険証や健診機関からの案内などを持参し、受診。



令和6年度より、  
付加健診(※)の補助対象  
年齢拡大!

(!) 単独受診はできません。一般健診に追加して受診してください。

現行 40歳、50歳

令和6年  
4月以降

40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳

(※) 腹部超音波検査など、総額1万円相当の健診が、補助対象年齢の方については自己負担額最高2,689円で受けられる健診です。

## 被扶養者(ご家族)対象

令和6年度の特定健診のご案内を  
4月上旬に被保険者さまのご自宅へお送りします!



対象 協会けんぽ加入の40歳~74歳の被扶養者

〔奈良県内の健診機関の場合〕

費用 0円または1,683円 (受診する健診機関により異なります。)

- 受診の流れ
- ①ご案内に同封のパンフレットまたは協会けんぽのホームページから、ご希望の健診機関を選び、健診機関へ直接予約。
  - ②健診当日、保険証や受診券、健診機関からの案内などを持参し、受診。



詳しくは健診のご案内をご確認ください

2024年12月2日に保険証は  
廃止されます

## 今から使おう!マイナ保険証

マイナンバーカードで受診するメリット

安心

よりよい医療が受けられる!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利

各種手続きも便利・簡単に!

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。  
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。  
厚生労働省HP【マイナンバーカードの保険証利用でみんなにいいことたくさん!!】



# 加入者・事業主の皆さんへ 退職後の健康保険のご案内

ご退職後に加入する健康保険には以下の**3つの選択肢**があります。

保険料などを比較いただき、加入条件をご確認のうえ、ご希望の健康保険をお手続きください。



加入先	協会けんぽの健康保険任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの協会けんぽ都道府県支部	お住まいの市町村	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職日までに被保険者期間が継続して<u>2か月以上</u>であること。</li> <li>退職日の翌日から<u>20日以内</u>に加入手続きを行うこと。 (郵送の場合は必着です。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>お住まいの市町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。</li> <li>詳細は、ご家族の勤務先にお問い合わせください。</li> </ul>
保険料の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職時の標準報酬月額に保険料率を乗じて決定します。</li> </ul> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">           退職時の 標準報酬月額 (令和6年度 上限は30万円) ※2年間変わりません         </div> <div style="text-align: center; margin: 0 10px;"> <b>×</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">           お住まいの 都道府県 保険料率 変更となる (場合があります)         </div> <div style="text-align: center; margin: 0 10px;"> <b>=</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">           1か月分の 保険料         </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>退職後は事業主負担分も負担することになりますので、<b>退職時の健康保険料の2倍</b>となります。</li> <li>40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方は、介護保険料が加わります。</li> <li>保険料の減免制度はありません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年の所得や世帯人数などに応じて決定され、毎年見直しが行われます。</li> <li>倒産や解雇などによる保険料の減免制度については、お住まいの市町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。</li> </ul> <p><b>任意継続よりも保険料が安くなる場合があります。</b></p>	<p>※ご家族の勤務先の健康保険(被扶養者)に加入了した場合、保険料の負担は原則ありません。</p>



## 退職後(資格喪失後)の健康保険証の取り扱いについて

健康保険証が使用できるのは、  
**“退職日”までです！**

※退職日の翌日から健康保険証を使用することはできませんので、ご注意ください。

※資格喪失後に誤って健康保険証を使ってしまった場合は、後日、医療費を返していただくためのお手続きが必要になります！



**事業所さまへ  
お願い**

- 従業員の方が退職される際には、すみやかに保険証（ご家族分の保険証を含む）の回収をお願いします。
- 回収した保険証は「資格喪失届」に添付し、電子申請の場合は、電子申請の到達番号がわかる画面を印刷のうえ、回収した保険証と併せて日本年金機構（広域事務センター）に提出してください。



**全国健康保険協会 奈良支部**  
協会けんぽ

住 所 〒630-8535

奈良市大宮町7丁目1番33号 奈良センタービル4階

営業時間 8:30～17:15(土・日・祝日、年末年始を除く)

電話番号 0742-30-3700(代表)



協会けんぽ 奈良

協会けんぽ奈良支部  
健康づくり推進  
イメージキャラクター  
ヘルシカくん